用地調査点検等技術業務契約書（別記1）　新旧対照表
用地調査点検技術業務共通仕様書（別記2）　新旧対照表
用地調査点検等技術業務積算基準（別記3）　新旧対照表

赤字下線：今回改正箇所

新

用地調査点検等技術業務契約書（別記１）

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下　同じ。）に基づき、仕様書等（用地調査点検等技術業務共通仕様書、特記仕様書、図面、数量総括表、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

用地調査点検技術業務共通仕様書（別記２）

第２章　用地調査点検等技術業務の基本的処理方法

（保険加入の義務）

第３０条　受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

２　受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。

用地調査点検等技術業務積算基準（別記３）

第５　用地調査点検等技術業務の標準歩掛

２　標準歩掛

（４）調査書等の点検・調整確認

３）　調査書等の点検・調整確認（建物）

③　　非木造建物

非木造建物の点検・調製確認の区分は、表５－６の構造別区分及び表５－７の用途別区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表５－８を基に次式によるものとする。

（歩掛）＝（標準歩掛）×（表５－７による補正率）
×（表５－９又は表５－３による補正率）

表5－6

区　　分	構　　造
非木造建物Ａ	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（Ｓ耐火）
非木造建物Ｂ	鉄骨造（非木造建物Ａを除く。）、軽量鉄骨造（鉄鋼系プレハブ工法により建築されている専用住宅・共同住宅を含む）
非木造建物Ｃ	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物Ｄ	プレハブ造（非木造建物Ｂ及び木質系の専用住宅を除く）

旧

用地調査点検等技術業務契約書（別記１）

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下　同じ。）に基づき、仕様書等（用地調査点検等技術業務共通仕様書、特記仕様書、図面、現場説明書及び現場説明書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

用地調査点検技術業務共通仕様書（別記２）

第２章　用地調査点検等技術業務の基本的処理方法

（保険加入の義務）

第３０条　受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

（新設）

用地調査点検等技術業務積算基準（別記３）

第５　用地調査点検等技術業務の標準歩掛

２　標準歩掛

（４）調査書等の点検・調整確認

３）　調査書等の点検・調整確認（建物）

③　　非木造建物

非木造建物の点検・調製確認の区分は、表５－６の構造別区分及び表５－７の用途別区分によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表５－８を基に次式によるものとする。

（歩掛）＝（標準歩掛）×（表５－７による補正率）
×（表５－９又は表５－３による補正率）

表5－6

区　　分	構　　造
非木造建物Ａ	鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造のうち耐火被覆を行うもの（Ｓ耐火）
非木造建物Ｂ	鉄骨造（非木造建物Ａを除く。）、軽量鉄骨造
非木造建物Ｃ	コンクリートブロック造、石造、れんが造
非木造建物Ｄ	プレハブ造（鉄骨系、コンクリート系、木質系）